



川薩地区1市4町4村

川内市・榑脇町・入来町・東郷町・祁答院町
里村・上甄村・下甄村・鹿島村

法定合併協議会だより

2004
第12号
平成16年7月発行

発行責任者：川薩地区法定合併協議会／会長 森 卓 朗／編集：川薩地区法定合併協議会事務局 川内市神田町3番22号
TEL.0996-23-5111 FAX.0996-22-6295 E-mail info@sensatu-gappei.kagosima.jp ホームページアドレス http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp/

知事から合併決定書受け取る (6月28日)



県議会で廃置分合(合併)議案可決

第19回川薩地区法定合併協議会を開催



須賀知事から森会長に合併決定書を交付(6月28日)

◀川内市内で開かれた第19回法定合併協議会

6月24日

川薩地区法定合併協議会が目指す新市「薩摩川内市」の廃置分合(合併)議案は六月十八日の県議会最終本会議で賛成多数で可決され、同二十八日、須賀龍郎知事から森卓朗会長に合併決定書が交付されました。

県庁で行われた交付式には森会長ら九市町村の首長らが出席。知事から県内第一号の合併決定書を受け取った森会長は「九市町村が住民サービス向上のためにしっかりとスクラムを組んでやってきたことで今日を迎えられ、感無量。今後、も諸課題を調整し、薩摩川内市のスタートに備えたい」と語りました。

翌二十九日付で県から総務大臣に廃置分合の届出が行われました。七月中には総務大臣告示が行われ、合併が正式決定することになります。

六月二十四日に川内市内で開かれた第十九回協議会では、新市の組織機構(素案)、地区コミュニティ協議会制度、新市開設作業状況、一部事務組合の協議状況などが報告されました。

新市まちづくりの最重要項目となる地区コミュニティ協議会制度は、各市町村により七月下旬から九月にかけて地区代表や役員などに説明会を行い、十一月には準備委員会を発足、来年四月のスタートを予定しています。

● 住所表示変更に伴う手続き等一部のお知らせ ●

平成16年10月12日から市町村合併により住所表示が変わることから、官公署等で住所表示の変更手続きが必要になる場合があります。そこで、県・市役所に関する手続きについて、主なものをお知らせいたします。

*住所変更手続きが必要な場合、薩摩川内市では平成16年10月12日から「住所表示変更証明書(無料)」を発行します。(4ページ参照)

◆記載内容については、以下の点にご留意ください。

- ・該当される方は、事前に「担当部署」へお問い合わせください。
- ・原則として、法人(会社)及び組織名を変更する場合は、変更の手続きが必要となります。

県 関 係		※「要・不要」は、合併時の、住所変更手続きの要否を簡潔に示したものです。		
件 名	該 当 者	住所変更の手続き		担当部・課(事務所)
		要・不要	手続きの方法等	
自動車税、自動車取得税申告書	自動車の取得者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	自動車税管理事務所 099-261-5611 各総務事務所 川内 0996-23-5151(代)
旅券(パスポート)	有効旅券所持者	不要	住所変更の手続きの必要はありません。なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正していただいて結構ですが、他のページに書き込みをすると無効となりますのでご注意ください。 なお旅券発給申請のために申請前6ヶ月以内に取得した住民票・戸籍謄(抄)本は、合併前のものでも使用できます。	県民交流センター 099-221-6611 各総務事務所 川内 0996-23-5151(代)
特定非営利活動法人の定款変更の届出	特定非営利活動法人	要	合併後直近の総会時に、定款記載の住所変更を行い、届出を行ってください。	県民生活課 企画調整係 099-286-2520
消費生活協同組合の定款変更の届出及び認可	消費生活協同組合	要	合併後直近の総会時に定款記載の住所の変更を行い、組合の事務所所在地の変更については届出を、組合の区域の変更については認可申請を行ってください。	県民生活課 消費生活係 099-286-2521
定款(寄附行為)変更認可申請	医療法人	要	合併後直近の総会時に変更を行い、住所変更に関する登記完了届を提出してください。 なお、定款又は寄附行為上の住所表示を変更したい場合は、変更認可申請が必要です。	医務課 医療歯科保健係 099-286-2707
農業協同組合の定款変更認可	農業協同組合	要	組合(法人)の地区についての定款変更を行い、変更認可申請を行う必要があります。	農業経済課 農協指導係 099-286-3124
農事組合法人の定款の変更の届出	農事組合法人			
普通肥料の登録	普通肥料の登録をしている業者	要	住所変更の手続きは、変更後2週間以内に変更届出書又は書換交付申請書により食の安全推進課にて手続きを行ってください。	食の安全推進課 生産環境係 099-286-2891
家畜商免許証	左記の免許証の交付を受けている方	要	変更届の手続きを行ってください。	畜産課 中小家畜係 099-286-3224
飼料の製造業者、輸入業者及び販売業者の届出	飼料の製造業者、輸入業者及び販売業者の届を出している方	要	変更届の手続きを行ってください。	畜産課 草地飼料係 099-286-3219
水産業協同組合の定款変更認可	水産業協同組合	要	組合の地区及び事務所の所在地についての定款変更を行い、変更認可申請を行ってください。	林務水産課 漁協係 099-286-3336
森林組合の定款変更認可	森林組合	要	合併後直近の総会時において、組合の地区及び事務所の所在地についての定款変更を行い、変更認可申請を行ってください。	林務水産課 森林組合係 099-286-3334
漁業の許可	左記の許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。漁業許可更新時に住所の変更を行います。なお、更新時までに変更を希望される方は、管轄する機関で手続きができます。	水産振興課 漁業調整係 099-286-3428
漁船登録票	左記の登録票の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。なお、変更を希望される方は、管轄する機関で手続きができます。	
国指定文化財	所有者及び管理者	要	所定の届書に指定書(史跡、名勝、天然記念物を除く)を添えて、県教育委員会に提出してください。	文化財課 指定文化財係 099-286-5355
県指定文化財	所有者及び管理者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
自動車運転免許証	市町村合併に伴う住所表示の変更が生じた免許証保有者	要	免許証の本籍・住所の変更が必要です。 ※合併後、警察署(交番・駐在所含む)又は、交通安全教育センターで手続きができます。なお、免許証の更新時に併せて行うこともできます。	免許管理課 交通安全教育センター 099-266-0111 又は最寄りの警察署

◆市役所関係のお問い合わせ先は、下記のとおりです。(現在の市役所、各町村役場の電話番号は、新市の本庁・支所にそのまま引き継がれます。)

薩摩川内市 本 庁 (現川内市役所)	TEL : 23-5111	薩摩川内市 里 支 所 (現里村役場)	TEL : (09969) 3-2311
薩摩川内市 樋 脇 支 所 (現樋脇町役場)	TEL : 37-3111	薩摩川内市 上 郷 支 所 (現上郷村役場)	TEL : (09969) 2-0001
薩摩川内市 入 来 支 所 (現入来町役場)	TEL : 44-3111	薩摩川内市 下 郷 支 所 (現下郷村役場)	TEL : (09969) 7-0311
薩摩川内市 東 郷 支 所 (現東郷町役場)	TEL : 42-1111	薩摩川内市 鹿 島 支 所 (現鹿島村役場)	TEL : (09969) 2-2211
薩摩川内市 祁 答 院 支 所 (現祁答院町役場)	TEL : 55-1111	* 出張所は、省略してあります。	

市役所関係		※「要・不要」は、合併時の、住所変更手続きの要否を簡潔に示したものです。		
件 名	該 当 者	住所変更の手続き		担当部・課
		要・不要	手続きの方法等	
原動機付き自転車 (125cc以下のバイク) 及び、小型特殊自動車の標識 (ナンバープレート) と交付証明書	左記の標識 (ナンバープレート) 及び証明書をお持ちの方	不要	標識 (ナンバープレート) の交換及び標識 (ナンバープレート) 交付証明書の住所変更の手続きは、必要ありません。ただし、新しい標識 (ナンバープレート) と交換を希望される方は、既に交付されている標識 (ナンバープレート) を持参してください。(無料)	本庁：総務部 税務課 支所：地域振興課
口座振替 (引去) 依頼書 (税・使用料等の納付関係)	納税者等	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	本庁・支所の関係主管課
口座振替支払請求書	債権者			
農業者年金証書	農業者年金を受給されている方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	本庁：農業委員会事務局 郷農業委員会事務局 (里支所) 支所：産業課 (兼務)
祁答院町バス導入対策事業の無料乗車券。	3年間有効の無料乗車証の受領者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。更新時に住所表示の変更をします。(既存の手数料と同額500円が必要。)	本庁：産業経済部 商工振興課 支所：産業課 (祁答院)
開発行為申請書 (都市計画法第29条)	合併前に申請し、合併後に完了検査を受けられる方	要	市町村名変更届を提出しないと、完了検査を受けられません。	本庁：建設部 都市計画課 支所：(本土)建設課 (郷)建設水道課
住宅改良工事計画審査申請書	合併前に申請し、工事完了審査を合併後に申請される方	要	地名・地番変更届を提出しないと、工事完了審査を受けられません。	本庁：建設部 建築住宅課 支所：(本土)建設課 (郷)建設水道課
公営住宅使用料納付書	左記の納付書をお持ちの方	不要	既に発行されている納付書の、住所変更の手続きは、必要ありません。	
市町村営住宅	市町村営住宅の入居者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
建築確認申請等	合併前に確認済証が発行され、合併後に完了検査を受けられる方	要	地名・地番変更届を提出しないと、完了検査を受けられません。	
水道使用者の住所	水道を使用されている方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	本庁：水道局 上水道課 支所：(本土)水道課・上水道課 (郷)建設水道課
温泉使用者の住所	温泉を使用されている方			
下水道使用者の住所	下水道を使用されている方			
印鑑登録証	印鑑登録証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。合併後、旧市町村発行の登録証をお持ちの方は、随時新登録証と交換します。(無料) ただし、登録証を紛失された方は、再登録の手続きが必要で。(有料)	本庁：市民福祉部 市民課 支所：市民福祉課
住民票	新市内に住所を有する方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
戸籍	新市内に本籍を有する方	不要	本籍地変更の手続きは、必要ありません。	
外国人登録証	外国人登録をされている方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。合併後、来庁の際に変更事項を裏面に記載しますので、登録証を持参してください。	
国民年金	国民年金の被保険者及び受給者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	本庁：市民福祉部 環境課 支所：市民福祉課
犬の飼い主の住所 (飼い犬の鑑札)	犬を飼われている方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
国民健康保険被保険者証 (退職被保険者証・資格証明書を含む)	左記の被保険者証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。新しい被保険者証を平成17年3月中に郵送します。	
老人保健医療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方			
介護保険被保険者証	左記の被保険者証をお持ちの方			
精神保健福祉手帳	左記の手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。変更を希望される方は、合併後に手帳を持参のうえ支所及び本庁へ来庁し、手続きを行ってください。	本庁：市民福祉部 高齢障害福祉課 支所：市民福祉課
重度心身障害者医療費助成金受給資格者証	左記の資格者証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。合併時に新しい受給資格者証を交付します。	
身体障害者手帳	左記の手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。変更を希望される方は、合併後に手帳を持参のうえ支所及び本庁へ来庁し、手続きを行ってください。	
療育手帳	左記の手帳をお持ちの方			

件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課
		要・不要	手続きの方法等	
児童手当	手当の受給者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	本庁：市民福祉部 福祉課 支所：市民福祉課
児童扶養手当（父子手当含む）	手当の受給者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。証書の住所変更については、合併後平成17年8月にある現況届を済まれた方に新住所の証書を交付します。	
特別児童扶養手当	手当の受給者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
乳幼児医療費受給者資格証	左記の受給者証をお持ちの方			
ひとり親家庭等医療費助成資格者証	左記の受給者証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。資格証の住所変更については、合併後平成17年8月にある現況届を済まれた方に新住所の資格証を交付します。	
保育園 児童館、児童クラブ館 育児手当	在園児等 手当の受給者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
幼稚園・小中学校・高等学校	園児・児童・生徒	不要	公立の幼稚園・小中学校・高等学校への住所変更の届出は必要ありません。公立以外の幼稚園・小中学校・高等学校については、直接お問い合わせください。	本庁：教育部 学校教育課 教育支所（本土）、上甌、下甌 教育支所：学校教育課 里、鹿島教育支所：教育課

※各教育支所は、問い合わせ先が異なる場合がありますので、いったん行政の各支所へお問い合わせ下さい。

● 市町村合併に伴う住所表示変更証明書について ●

- 平成16年10月12日からの発行となります。
- 市町村合併により市町村及び字の名称が変更されることに伴い、住所表示の変更手続きが必要な方は、本庁（市民課窓口）・支所（市民福祉課窓口）及び各出張所等で申請してください。
- 手数料は、無料です。

（住所表示変更証明書）

証 明 書

地方自治法第7条第1項及び第260条第1項の規定により、平成16年10月12日から次のように変更したことを証明します。

市町村の廃置分合（地方自治法第7条第1項関係）

新	旧
鹿児島県 薩摩川内市	鹿児島県 川内市
	鹿児島県 薩摩郡樋脇町
	鹿児島県 薩摩郡入来町
	鹿児島県 薩摩郡東郷町
	鹿児島県 薩摩郡祁答院町
	鹿児島県 薩摩郡里村
	鹿児島県 薩摩郡上甌村
	鹿児島県 薩摩郡下甌村
鹿児島県 薩摩郡鹿島村	

町又は字の区域（地方自治法第260条第1項関係）

新	旧	新	旧
樋脇町市比野	市比野	里町里	里
樋脇町倉野	倉野	上甌町江石	江石
樋脇町塔之原	塔之原	上甌町小島	小島
入来町浦之名	浦之名	上甌町桑之浦	桑之浦
入来町副田	副田	上甌町瀬上	瀬上
東郷町斧淵	斧淵	上甌町平良	平良
東郷町宍野	宍野	上甌町中甌	中甌
東郷町烏丸	烏丸	上甌町中野	中野
東郷町南瀬	南瀬	下甌町青瀬	青瀬
東郷町藤川	藤川	下甌町片野浦	片野浦
東郷町山田	山田	下甌町瀬々野浦	瀬々野浦
祁答院町蘭牟田	蘭牟田（旧祁答院町）	下甌町手打	手打
祁答院町上手	上手	下甌町長浜	長浜
祁答院町黒木	黒木	鹿島町蘭牟田	蘭牟田（旧鹿島村）
祁答院町下手	下手		

※旧川内市の町又は字の変更はありません。

平成 年 月 日

薩摩川内市長 ○ ○ ○ ○

印

薩摩川内市の「地区コミュニティ協議会」制度の主なポイント

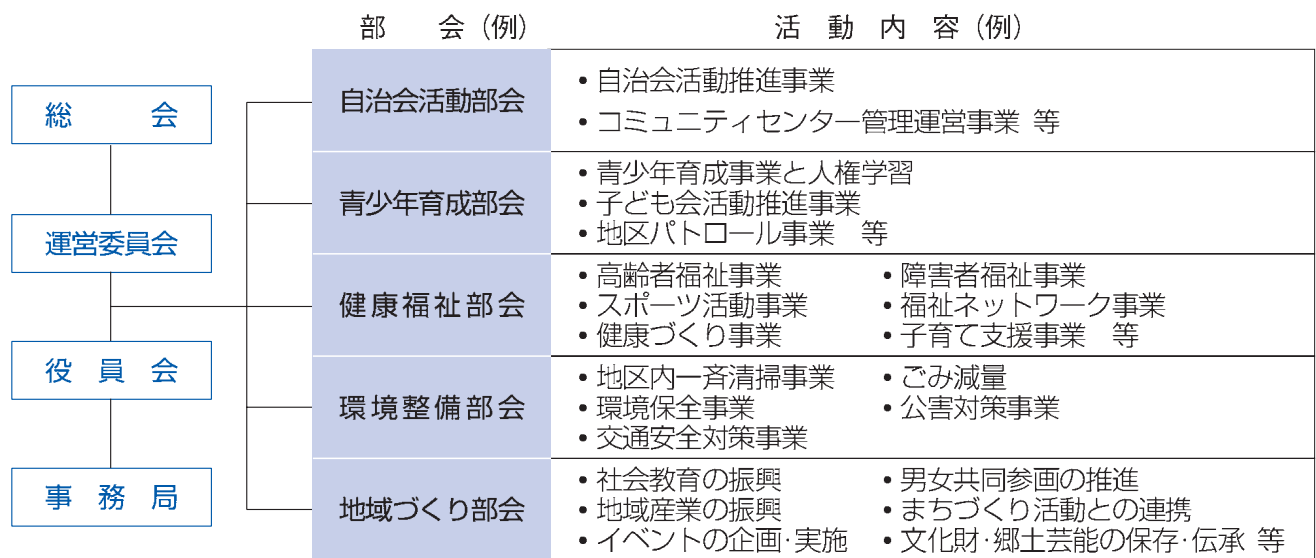
地区コミュニティ協議会制度とは

市民が主体となった地域づくりを推進するため、住民が共同体意識をもって共同生活を営む地区コミュニティの組織体制を確立・運営。住民自らがそれぞれの地区の課題や問題点を話し合い、地区の特色を生かした地区の将来像を描く「地区振興計画」を作成します。

協議会が行う主な事業内容例

- 地区(校区)における各種事業活動
- 地区(校区)の広報広聴活動
- 情報交換・交流活動
- 地区の振興方策の調査研究(地区振興計画策定)
- 地区コミュニティセンター(コミセン)の維持管理
- 各種学習講座の実施

協議会の組織イメージ



※部会は自由に設定できる。

協議会発足のねらい

- 住みよいまちづくりの推進

地域力を育み、地域課題の解決に主眼を置いた地域住民が主役となった住みよいまちづくり。
- 地区の連携

自治組織や各種団体が一緒にまちづくりを行い、自治会と各種団体、団体同士などの連携強化。
- 効率的かつ効果的な事業の推進

市の業務の中で、地区で行うことが効率的・効果的な事業について委託。そのために必要な財源の仕組みも整備。
- 補助金の使い道を地区で決める

各課が地区ごとに交付している補助金等を将来的に一本化、協議会に集約。使い道は協議会で決める。
- 地区独自の事業の推進

地区で行いたい事業を協議会で話し合い、実施。事業を行うための財源は、市からの補助金や委託料に頼るだけでなく、国・県の地域づくり資金を充てることもできる。

行政の支援

- 役員会等に職員がアドバイザーとして出席し、専門的な知識を提供。協議会の要請があれば地区振興計画にも参画する。
- コミュニティ主事(市嘱託員)を1人ずつ配置。生涯学習支援のため公民館主事も兼務する。
- 市から協議会へ交付する補助金等を活用し、事務局となる協議会職員を雇用することもできる。
- 協議会区域内に公民館を設置。公民館長はコミュニティ主事と協力し、生涯学習活動の支援を行う。
- 国や市の各種助成事業の有効活用を積極的に支援。
- 各地区の活動の拠点施設としてコミュニティセンターを設置。
- 行政側の組織は、コミュニティ課(本庁)・地域振興課(支所)などを設置し対応。甌島地域の振興支援には企画政策課甌島振興係(本庁)があたる。
- 万一の事故に備えて、市で市民活動災害補償保険に加入。

その他の報告事項

(第19回協議会)

◆新市の組織機構

三月にまとめた新市の組織機構案を再調整した。これまでの調整結果を尊重しつつ、新市まちづくり計画の実効性に配慮し、支所については、配置人員の少ない係等の統合を図るとともに、支所間のバランスにも配慮した。

組織機構については、例規整備上の名称調整などの必要があるため、例規原案の確定までは素案として取扱い、細部調整分は、例規原案の提案の際に承認を受けることになる。

◆協議会視察研修の開催

協議会委員が参加して、七月三十日に視察研修を実施する。新市の本庁と各支所（島嶼部を除く）、及び主な関連施設について視察し、地域交流軸、連携ラインを核にしなが、地域力となる主要施設の認識を深める。主な視察先は、樋脇町・屋外人工芝競技場、サンヘルスパーク、竜仙館、入来麓伝建地区、入来国立天文台、東郷温泉ゆったり館、川内ク

リーンセンター等。

◆甌島のバス事業の調整方針

下甌村自動車運送事業の延長路線として、八月をめどに新規路線の長浜（下甌村）―鹿島間について運行を開始。新市において、下甌村自動車運送事業と上甌島バス運送事業を統合し、一交通事業とする。九州陸運局へ申請する営業区域は鹿児島県一円となる。

◆一部事務組合の協議状況

川薩地区が関係する一部事務組合については、七月末を目処に全協議を終え、県と正式に協議を行う予定。

◆社会福祉協議会等の協議状況

社会福祉協議会は、六月十日に県知事申請・受理され、十月十二日合併予定。シルバー人材センターは、三月十九日に調印式を終え、平成十七年四月一日に統合予定。



●今後の法定合併協議会開催予定

◆第二十回法定合併協議会

七月二十九日(木)午後一時半から

祁答院町 いこいの村いむた池

◆第二十一回法定合併協議会

八月二十六日(木)午後一時半から

樋脇町 ホテルグリーンヒル

※会議は都合により変更される場合があります。事前に事務局にお問い合わせください。

●新市の「市章」を募集中

薩摩川内市の「市章」を七月三十一日まで募集しています。

①新市にふさわしい市章②市の旗、バッジ、封筒等に使用できるデザ

イン③デザインの色は四色以内(白色用紙の色も含む)とし、グラデーション(ぼかし)は不可④単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれない⑤自作の未発表作品。

採用作品応募者と候補作品応募者に、最優秀賞一点に賞金五十万円、優秀賞四点に各三万円を贈呈。詳しくは川内市役所内の合併協議会事務局(電話0996-22-8115、内線621-624)、各市町村の合併担当課にお問い合わせください。

●薩摩川内市誕生シンポジウム●

～新市への期待と地域の活性化～

10月12日に「薩摩川内市」が誕生しますが、新市発足にさきかけてシンポジウムを開催します。新市への期待はどのようなものなのか、また薩摩川内市が持つ資源、潜在力をどのように活性化させ、地域振興に結びつけていけばいいのかなどを考えていきます。

【日時】 8月8日(日) 午後2時～4時半

【場所】 鹿児島純心女子大学川内キャンパス江角ホール

【内容】

・基調講演

講師＝岡部博幸氏(電通九州)

演題＝「ほんとはすごい!地域ブランドのパワー」

・パネルディスカッション

「私たちに何ができるか

～活力・魅力ある郷土(ふるさと)づくり」

コーディネーター

渋谷繁樹氏(南日本新聞社編集委員)

パネリスト

弓指博昭氏(鹿児島県企画部企画調整課長)

中俣知大氏(まちづくりフォーラム代表)

伊集院睦子氏(素敵発見隊代表)

岡部博幸氏(講師)